

## 1 商工会とは

### (1) 公益的な法人

地区内の商工業の総合的な改善発達を図るため「商工会法」に基づき設立認可された公益的な特別認可法人です。地域の商工業者が会員となって、小規模事業者を中心とした会員事業者の経営改善や地域づくりのために活動する団体です。

#### 《商工会法》

主に町村における商工業の総合的な改善発達を図る等のための組織として商工会及び商工会連合会を設け、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定された法律。

昭和 35 (1960) 年に「商工会の組織等に関する法律」として制定され、平成 5 (1993) 年に現在の名称になっています。

### (2) 非営利法人

法人税法上、公益法人等に区分された非営利法人です。

### (3) 指導団体

国・県・市町村の補助金を受け、地区内の小規模事業者を対象にその経営の改善発達を図るための指導・相談、地域の経済活性化策の推進（経営改善普及事業）を行う「指導団体」です。

### (4) 地域総合経済団体

地区内の商工業者と地域経済の向上発展、豊かな地域づくりのために活動している地域の「総合経済団体」です。

## 2 商工会の事業

商工会は大きく分けて二つの性格を持っています。

一つ目は、「指導団体」としての性格です。二つ目は「地域総合経済団体」としての性格です。

この二つの性格に基づいて取り組む事業も二つに大別されます。

### (1) 「指導団体」として行う経営改善普及事業

地区内の小規模事業者を対象に、経営の改善発達のために実施する事業で経営指導員等が、経営相談指導（金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善等）や創業支援を行ったり、新分野進出等の経営革新や事業承継の相談指導に取り組んでいます。

会員、非会員を問わずに実施し、小規模事業者経営支援事業費補助金により助成されます。

### (2) 「地域総合経済団体」として行う地域振興総合事業

自主的な地域経済団体として会員や地域のために実施する事業です。

行政庁・国会に対する具申・建議、地域づくり、商工祭など社会一般の福祉の増進に資する事業等を行います。

### 3 商工会の仕事

商工会には経営指導員や補助員、記帳担当職員などがいます。

経営指導員は事業者からの金融、税務、経理、労務、取引などの経営や技術などの窓口相談に応じています。また、事業所に直接訪問して相談に応じています。事業所を巡回して、事業所の経営革新などのお手伝いをするのも経営指導員の重要な役目です。

補助員は経営指導員を補佐し、商工会運営全般にわたる様々な仕事をしています。

記帳担当職員は、特に小規模事業者の記帳、決算の相談指導を行います。

商工会職員は、常時研修を受け、経営については先端の知識と情報を身につけています。

商工会職員は、様々な相談を通じて、事業者に寄り添い、きめ細かい支援を行っています。経営者の身近な頼られる存在として、地域の中心となって活躍しています。

### 4 商工会の現状

商工会の現状（令和8年4月1日現在）

	全 国 ※R7.4.1現在	愛知県
団体数	1,589	57
会員数	770,645	37,247
組織率	58.5%	59.2%
1商工会当りの平均会員数	485	653
(地区内商工業者)	1,316,900	62,821
(地区内小規模事業者)	1,048,748	50,037

商工会職員数（令和8年4月1日現在）

（単位：人）

	職 員 総 数	事 務 局 長	経 営 指 導 員	補 助 員	記 帳 専 任 職 員	記 帳 指 導 職 員	一 般 職 員
全 国 ※R7.4.1現在	9,908	1,220	4,053	2,989	788	436	422
愛知県 (商工会分)	346	47	134	81	0	77	7

愛知県内の商工会・商工会議所併存状況（令和8年4月1日現在）

商工会議所名	併存商工会名	商工会数
名古屋	鳴海、有松、守山	3
岡崎	岡崎市六ツ美、岡崎市ぬかた	2
稲沢	祖父江町、平和町	2
一宮	尾西、木曾川	2
豊田	藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武	6
豊川	音羽、一宮、小坂井、御津町	4
西尾	一色町、西尾みなみ	2

商工会と商工会議所の主な相違点について（令和8年4月1日現在）

	商 工 会	商工会議所
1 法的根拠	商工会法 (昭和35年6月)	商工会議所法 (昭和28年10月)
2 地 区	主に町村 全国に1,587商工会 県内に57商工会	原則として市 全国に515商工会議所 県内に22商工会議所
3 設立認可要件（主なもの）		
組織率	地区内商工業者の過半数が会員 であることを要す	特に規定なし
職員数	特に規定なし	一定数以上の設置を要する
特定商工業者の同意	特に規定なし	地区内特定商工業者の過半数の 同意が必要
商工業者法定台帳の作成義務	なし	あり
4 組織構造		
最高意思決定機関	総（代）会 (会員あるいは総代により構成)	議員総会 (議員により構成)
代表機関	会 長	会 頭
業務執行機関	副会長 (専務理事) 理 事	副会頭 専務理事・常務理事 常議員
監査機関	監 事	監 事
5 全国組織	全国商工会連合会（法定）	日本商工会議所（法定）
都道府県組織	都道府県商工会連合会（法定）	都道府県商工会議所連合会(任意)
地域組織	市町村商工会（法定）	各地商工会議所（法定）
6 その他	日本独特の経済団体	世界各国にも設立されている 経済団体
<p>特例を除き、同一市町村内に商工会と商工会議所の併設、複数商工会の併設は認められていない。 併設されている場合は、同一市町村の地区をそれぞれの担当地区に分けている。</p>		

